

日時：令和5年12月11日（月）  
会場：由利工業高等学校



## 主権者となる みなさんへ 選挙啓発出前講座

由利本荘市選挙管理委員会  
由利本荘市明るい選挙推進協議会

\*令和4年度明るい選挙啓発ボスターコンクール  
公益財団法人明るい選挙推進協議会会長賞  
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞 受賞作品  
角館高等学校 加藤 里菜さんの作品

## 本日の内容

### I 選挙講座（35分）

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県人形チ

## 本日の内容

### I 選挙講座（35分）

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県人形チ

## 選挙ってなに？

### 選挙(せんきょ)

私たちの代表者を  
私たちが直接選ぶ



## 選挙の種類

6種類の選挙があります。

種類		定数(人)	任期	備考
国	衆議院議員	小選挙区 289	4年 (解散あり)	県内の定数 3人
	比例代表	176		東北の定数 13人
	参議院議員	選挙区 148	6年 (3年毎に半数を改選)	県内の定数 2人
	比例代表	100		
秋田県	知事	1	4年	
	県議会議員	41	4年	
市町村	市町村長	1	4年	
	市町村議會議員	22	4年	定数は由利本荘市の数

## 主権者とは？

### 主権者(しゅけんしゃ)

自分たちの国や地域のあり方を、  
自ら考え、自ら判断し、  
自分たちで決めていく権利を持つ者

= 選挙権を有する者

## 選挙権と被選挙権

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員	①満18歳以上	○満25歳以上
参議院議員		○満30歳以上
秋田県知事	②住所要件	①満25歳以上 ②住所要件
秋田県議会議員		○満25歳以上
市町村長	②住所要件	①満25歳以上 ②住所要件
市町村議会議員		

## 本日の内容



## 選挙のお知らせ ②投票所入場券

選挙が近づくと投票所入場券が届きます。

郵便はがき 選挙事務 料金後納郵便

投票のお知らせ投票所入場券

秋田県議会議員一般選挙

投票日 令和5年4月9日(日)

投票時間

受付番号

用紙交付

投票所名

(ウラ)

このお知らせ投票所入場券は、このハガキをご持参いただけます。このお知らせ投票所入場券をお持ちの上、投票所に投票することができます。

期日前(不在者)投票宣誓書請求者は、利根川選舉区議員一般選挙の日(令和5年4月9日)の理由に該当する場合に限り申込みです。期日前(不在者)投票をしたく、以下の記載が眞実であることを願い、投票用紙を請求します。

4月1日(土)～4月8日(土)  
午前8時30分～午後5時

4月1日(土)～4月8日(土)  
午前9時～午後7時

ナイス本庄イオン  
4月3日(月)～4月8日(土)  
午前8時30分～午後7時

総合支所(利根川選舉区議員一般選挙の投票所)  
4月3日(月)～4月8日(土)  
午前8時30分～午後7時

各出張所(利根川選舉区議員一般選挙の投票所)  
4月3日(月)～4月8日(土)  
午前8時30分～午後5時

(詳細) 〒015-8501 由利本荘市役所本庁舎  
由利本荘市役所本庁舎17  
TEL: 015-8501-1100

※これは由利本荘市のものです。

## 住所要件

- 選挙で投票するためには、選挙権があるだけでなく、市区町村が管理する「選挙人名簿」に登録されていることが必要です。
- 新住所地で選挙人名簿に登録されるには、転入してから3ヶ月以上居住していることが必要  
⇒3ヶ月未満の場合は、旧住所地の選挙人名簿に登録  
⇒この場合、旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、新住所地で投票できる「不在者投票制度」がある。

進学や就職で引っ越した際には、住民票の異動もお忘れなく♪

## 選挙のお知らせ ①広報紙



## 投票所入場券(オモテ)

オモテにはこんなことが書かれています

郵便はがき 選挙事務 料金後納郵便

選挙のお知らせ投票所入場券

秋田県議会議員一般選挙

投票日 令和5年4月9日(日)

投票時間 午前7時00分から午後7時00分まで

受付番号

用紙交付

投票所名 由利本荘市役所本庁舎

〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地

本荘 太郎 様

①自分の住所と名前

②選挙の種類

③投票日 (選挙の日)

④投票できる時間

⑤投票できる場所

1. 投票においては、このハガキをご持参ください。  
2. 他の投票所を希望される場合は、投票所に記載してください。  
3. このハガキが届いてても、既に投票権が記載している場合は投票できません。  
4. 投票所では新型コロナウイルス感染症対策を実施しております。

## 投票できるのはいつ？

原則は **投票日当日** です。

時間は **午前7時から  
午後8時まで** です。

※ ただし

**投票所によっては遅くはじまつたり、  
早く終わつたりする場合があるので  
投票所入場券を確認しましょう。**

## 投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

<p>※右の宣誓書をあらかじめ記入いただきますと交付がやすくなります。</p> <p>~期日前投票ができる日時、場所~  <b>●本荘由利広域行政センター1階 (市役所隣)</b>  <b>4月1日(土)~4月8日(土)</b>          午前8時30分~午後8時</p> <p>●イオンスーパー柏原一本荘店  <b>4月1日(土)~4月8日(土)</b>          午前9時~午後7時</p> <p>●ナイス本荘インター店  <b>4月1日(土)~4月8日(土)</b>          午前9時30分~午後7時</p> <p>●各総合支所 (本荘・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)  <b>4月3日(月)~4月8日(土)</b>          午前8時30分~午後6時</p> <p>●各出張所 (亀田・下川大内・上川大内・笛子・直根)  <b>4月3日(月)~4月8日(土)</b>          午前8時30分~午後5時</p> <p>(お問い合わせ先)          〒951-8501 由利本荘市選舉管理委員会 0184-24-6399</p>	<p>期日前(不在者)投票宣誓書 構請求書</p> <p>私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので期日前(不在者)投票をたく、以下の記載が眞實であることを誓い、投票用紙を請求します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令和5年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(太枠内をご記入ください)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">生年 大 月 日 平 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">           ○仕事・学業・冠婚葬祭、その他の用務            ○投票区域外に外出・旅行・滞在            ○病気・負傷・出産等のため歩行困難            ○交通事故の島等に居住・滞在            ○住所移転のため、本市以外に居住            ○天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難         </td> </tr> </table>	令和5年	月	日	(太枠内をご記入ください)	氏名			生年 大 月 日 平 年 月 日	住所				○仕事・学業・冠婚葬祭、その他の用務 ○投票区域外に外出・旅行・滞在 ○病気・負傷・出産等のため歩行困難 ○交通事故の島等に居住・滞在 ○住所移転のため、本市以外に居住 ○天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難			
令和5年	月	日	(太枠内をご記入ください)														
氏名			生年 大 月 日 平 年 月 日														
住所																	
○仕事・学業・冠婚葬祭、その他の用務 ○投票区域外に外出・旅行・滞在 ○病気・負傷・出産等のため歩行困難 ○交通事故の島等に居住・滞在 ○住所移転のため、本市以外に居住 ○天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難																	

## 選挙のスケジュール～令和5年度秋田県議選の場合～

3/13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 告示	4/1 期日前投票 開始	2 投票日
3	4	5	6	7	8 期日前投票 終了	9 投票日

## 当日投票所

由利本荘市の例

本荘地域  
**第1投票区** 由利本荘市コミュニティ体育馆  
**第2投票区** 岩城公民館  
**第3投票区** 大の池公民館  
**第4投票区** 稲沼公民館  
**第5投票区** 千刈公民館  
**第6投票区** 由利本荘市役所本庁舎  
**第7投票区** ハーブラザーアップアバアル  
**第8投票区** 石崎体育館  
**第9投票区** 亀巻中央公民館  
**第10投票区** 津屋公民館  
**第11投票区** 萩原町公民館  
**子吉第1投票区** 葵跡愛之町公民館  
**子吉第2投票区** 玉の郷町内公民館  
**子吉第3投票区** 小吉野公民館  
**小沢投票区** 小沢公民館  
**石沢投票区** ウカツイホール「こだま」  
**南内地第1投票区** 由利本荘市南内地公民館  
**南内地第2投票区** 大内公民館  
**南内地第3投票区** 北内公民館  
**北内地投票区** 北内地公民館  
**松ヶ崎第1投票区** 松ヶ崎公民館  
**松ヶ崎第2投票区** 松ヶ崎基幹部落センター

由城地域  
**第1投票区** 宮城就農改善センター  
**第2投票区** いわひとと会館  
**第3投票区** 岩城会館  
**第4投票区** 勝栄会館  
**第5投票区** 道川公民館

西目地域  
**第1投票区** 出戸交流センター  
**第2投票区** 由利本荘市役所西目総合支所  
**第3投票区** 海士剣公民館  
**第4投票区** コニード事務所棟  
**第5投票区** 鳥海公民館

鳥海地域  
**第1投票区** 鶴水館  
**第2投票区** 小川村内会館  
**第3投票区** 小川村地域改善センター  
**第4投票区** 鶴根公民館  
**第5投票区** 鶴倉部落会館  
**第6投票区** 鶴子公民館

由城地域  
**第1投票区** 山本ミユーティセンター  
**第2投票区** 新屋集落会場  
**第3投票区** 由利コミュニティセンター「善耕館」  
**第4投票区** 五十子会館  
**第5投票区** ひよい館「點川」  
**第6投票区** 堀口集落会場

大内地域  
**第1投票区** 中筋研修センター  
**第2投票区** 大内地区環境改善センター  
**第3投票区** 徳沢交流センター  
**第4投票区** 高尾地蔵区コミュニティセンター  
**第5投票区** どまんちび内  
**第6投票区** 山村活性化支援センター  
**第7投票区** 上川大内派出所  
**第8投票区** 横川交換センター  
**第9投票区** 立石会館  
**第10投票区** 元町会館  
**第11投票区** 高瀬館

東由地域  
**第1投票区** 八幡館  
**第2投票区** 住吉館  
**第3投票区** 玉米会館  
**第4投票区** 朝日館  
**第5投票区** 児童管理センター  
**第6投票区** 大藏館  
**第7投票区** 高瀬館

市内 69 投票所

## 期日前投票 (きじつぜんとうひょう)

- 投票日に予定があって投票に行けない場合
- 投票日より前であっても、決められた場所で投票することができます。

<日時>

選挙が始まった次の日から

投票日の前日まで

午前8時30分から午後8時まで

※投票所によって違うことがあります。

## 期日前投票所

<参考> 令和5年4月9日 秋田県議会議員一般選挙 (由利本荘市開設場所)

本荘由利広域行政センター (市役所隣)、

イオンスーパー柏原一本荘店、

ナイス本荘インター店、

各総合支所 (7カ所)、各出張所 (5カ所)

計15カ所



暮らしに身近で便利♪

# 投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

①  
期日前投票が  
できる期間や  
時間、場所

期日前投票を  
する場合は、  
宣誓書に名前  
や生年月日、  
住所などを書  
きます

期日前投票ができる場合、宣誓書に記入ください

～期日前投票ができる日時、場所～

- 本荘由利広域行政センター1階（役場内）  
4月1日(土)～4月8日(土)  
午前8時30分～午後8時
- イオンスーパー・ヒンターハウス店  
4月1日(土)～4月8日(土)  
午前9時～午後7時
- ナイス本荘イシダ店  
4月1日(土)～4月8日(土)  
午前9時30分～午後7時
- 各組合支所（本荘、岩城、由利、大内）  
4月2日(日)～4月8日(土)  
午前8時30分～午後6時
- 各出張所（本荘、下川内、上川内、岩城、由利、西目、鳥海）  
4月3日(月)～4月8日(土)  
午前8時30分～午後5時

(お問い合わせ先)  
T016-860-1001 由利本荘市尾崎1  
由利本荘市選舉管理委員会 0184-24-6389

期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書

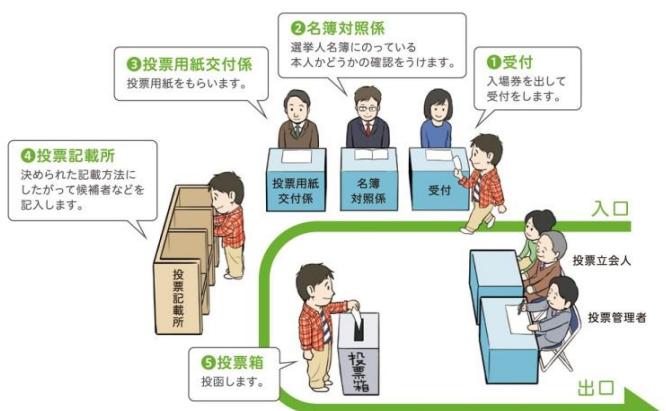
私は、秋田県議会議員一般選舉の当日、次の理由に該当する見込みでの期日前(不在者)投票をしたく、投票用紙を請求します。

○仕事・学業・冠婚葬祭、その他の用務  
○投票区域外に外出・旅行・滞在  
○病気・負傷・出産等のため歩行困難  
○交通事故の患者に居住・滞在  
○住所移転のため、本市以外に居住  
○天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難

令和5年 月 日 (↓太枠内をご記入ください)

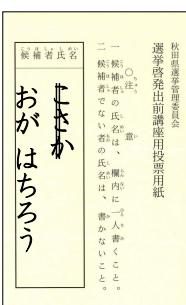
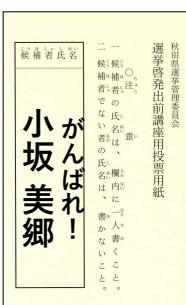
氏名 生年  
月日 年月日  
住所

# 投票のながれ



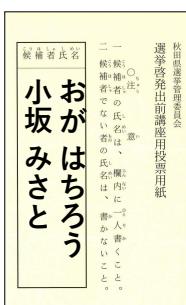
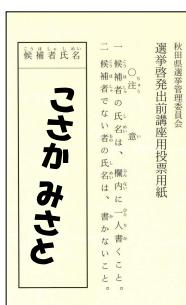
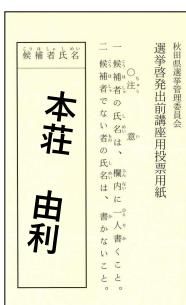
# 投票用紙の書き方 ~その①~

候補者  
男鹿八郎  
小坂美郷  
(おがはちろう)  
(こさかみさと)



# 投票用紙の書き方 ~その②~

候補者  
男鹿八郎  
小坂美郷  
(おがはちろう)  
(こさかみさと)



# 本日の内容

- I 選挙講座 (35分)**
- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- ✓ 情報収集、選挙運動など**



©2015秋田県

# 情報を集めるには？

## ① 選挙公報



## 情報を集めるには？

### 【選挙公報の「見方】

- ◎決められたスペースの中で、候補者が最も訴えた  
たいことがわかりやすく記載されている！
- ◎最も訴えたいことは、大きく記載されている！
- ◎複数の候補者の主張を見比べることができる！  
⇒自分の考えにぴったり合致する候補者は  
いないかもしれません・・・

**「これだけは◎or×！」の視点**

## 情報を集めるには？

### ④ 選挙ポスター



### ⑤ 街頭演説



### ⑥ 個人演説会



### ⑦ 選挙運動用ビラ・葉書



### ⑧ 新聞・テレビ



## 選挙運動

- 選挙権を持つ人は、選挙運動をする  
ことができます。
- ▶候補者 だけでなく、有権者 もできます。

<選挙運動ができない人>

- 満年齢18歳未満の者
- 選挙事務関係者
- 特定公務員
- 選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

## 情報を集めるには？

### ② 政見放送

(衆議院・参議院・県知事選挙)



### ③ インターネット

(候補者・政党のホームページやSNS)



## 選挙運動

- 特定の選挙 について、
- 特定の候補者 の
- 当選を目的 として、
- 投票を得 又は 得させるために、
- 直接 又は 間接 に行われる行為

28

## 選挙運動の方法

### 文書図画 (ぶんしょとが)

はがき、ビラ（チラシ）、新聞広告、ポスター、立札、看板、たすき、選挙公報、インターネットなど

※文字や記号、絵、写真などが記載されたすべてをいいます。

### 言論・その他

演説会、街頭演説、連呼行為、政見放送、経歴放送  
電話での投票依頼、個々面接

## インターネット選挙運動

●満18歳以上であれば可能です。

- ①ウェブサイト（ホームページ）
- ②ブログ・掲示板
- ③SNS（Twitter、facebook、LINE等）
- ④動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）
- ⑤動画中継サイト（④の生放送等）

31

## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制（例）

### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができます（公職選挙法第129条、第239条）。



32

## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制（例）

### 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません（公職選挙法第142条の4、第142条、第243条）。



33

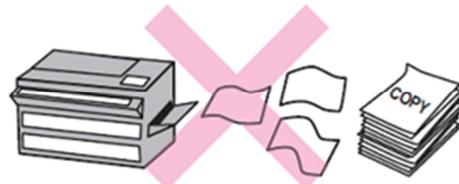
## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制（例）

### HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません（公職選挙法第142条、第243条）。



34

## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制（例）

### 18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません（公職選挙法第137条の2、第239条）。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



35

## 年齢満18歳未満の選挙運動禁止

満18歳未満の者はすべての選挙運動が禁止されています。パソコンやスマートフォンなどを使う際にも注意が必要です。

- 選挙運動メッセージを掲示板やブログなどへの書き込むこと。
- 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトに投稿すること。
- SNSで選挙運動用の投稿をシェアしたり、リツイートしたりすること。

36

## 年齢満18歳未満の選挙運動禁止



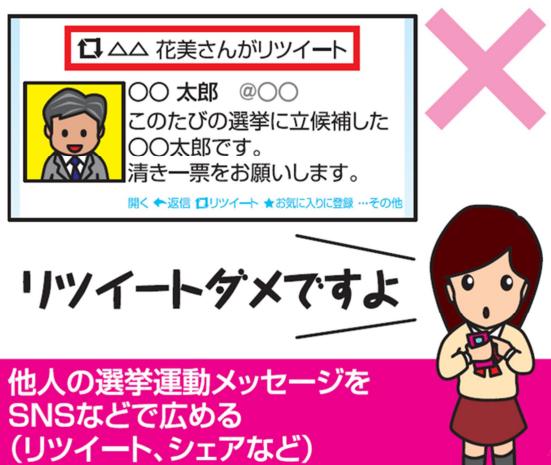
37

## 18歳未満の選挙運動禁止



38

## 年齢満18歳未満の選挙運動禁止



39

## 年齢満18歳未満の選挙運動禁止



40

## 選挙違反

選挙違反は「犯罪」として、処罰の対象となっており、候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。

- ◇金銭などで票を獲得する  
→買収罪
- ◇候補者への脅迫や選挙ポスターの毀損など  
→選挙妨害罪
- ◇有権者でないのに投票を行うなど  
→投票に関する罪

41

## 選挙違反

罰金・禁錮・懲役などの刑罰が科せられ、一定の期間、選挙権や被選挙権などの公民権が停止されます。

- 新たに選挙権を得た18歳、19歳の未成年者が選挙犯罪を行った場合  
→少年法の規定が適用され、家庭裁判所に送致されることになります。
- ただし、その犯罪が「選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす」ような場合  
→成人と同じ刑罰に処せられることになります。

42

## 最後に

秋田県の投票率は全国的に見れば上位！  
(ですが、最近は低下傾向・・・)

若い世代の投票率が低い



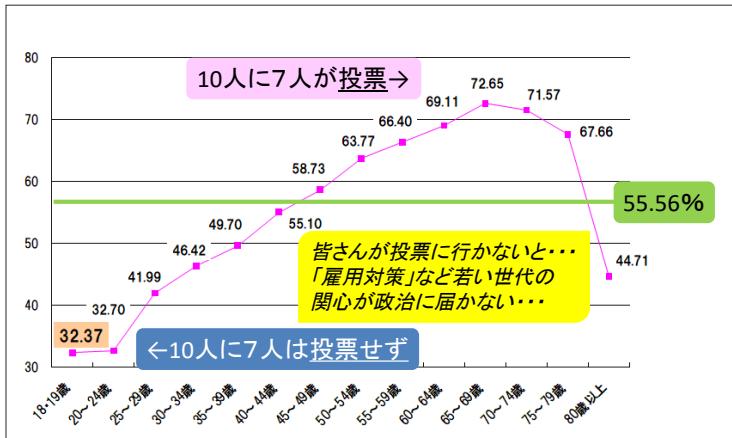
若い世代の意見が  
政治に反映されなくなる可能性がある

対応策は…

- 期日前投票制度や情報収集の方法などを知る
- 自分たちの身近な生活と政治の関わりを意識する

**投票で自分の意思を示す**

## なぜ投票することが大事なのか？



## 今後の選挙の執行予定

予定期	種類	任期満了日
令和7年4月上旬	秋田県知事選挙	令和7年4月19日
令和7年4月上旬	由利本荘市長選挙	令和7年4月16日
令和7年4月上旬	由利本荘市議会議員補欠選挙	
令和7年7月	参議院議員通常選挙	令和7年7月28日
令和7年10月	由利本荘市議会議員一般選挙	令和7年10月31日
未定	衆議院議員総選挙	令和7年10月30日

選挙の主役はあなたです！

選挙権を持ったら選挙へ行こう！

